

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和6年  
3月19日  
(火曜日)

## 目次

- 規則  
山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町課)……………一
- 告示  
救急病院の認定(医療政策課)……………一  
保安林の指定(森林整備課)……………一  
指定施業要件の変更予定保安林(阿武町)(森林整備課)……………一  
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(漁港漁場整備課)……………三
- 公告  
山口県身体障害者福祉センターに係る指定管理者の指定(障害者支援課)……………四  
県営佐山北第一地区農業競争力強化農地整備事業に係る不換地の指定(農村整備課)……………四  
電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路整備課)……………四

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第三号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年山口県規則第二十七号)

の一部を次のように改正する。

第十条の二第一号中「第一条第三号」を「第一条第四号」に改め、同条第三号中「第七条第一号」を「第七条第二号」に改め、同条第四号中「第七条第二号」を「第七条第三号」に改め、同条第五号中「第七条第三号」を「第七条第四号」に改め、同条第六号中「第七条第四号」を「第七条第五号」に改め、同条第七号中「第七条第五号」を「第七条第六号」に改める。

第十一条第二項第十八号中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同条第五項第十九号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

### 附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十条の二及び第十一条第二項第十八号の改正規定は、公布の日から施行する。

### 山口県告示第八十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和六年三月十九日

名称	所在地	認定が効力を有する期限
独立行政法人国立病院機構 関門医療センター	下関市長府外浦町一番一号	令和九、四、一四
周南市立新南陽市民病院	周南市宮の前二丁目三番一五号	〃 〃 二〇

### 山口県告示第八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和六年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林の所在場所

下関市豊田町大字高山字紺屋敷一〇〇一一、一〇〇一三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊田町大字高山字紺屋敷一〇〇一一・一〇〇一三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

萩市大字佐々並字西夏木原一〇四一の三、一一〇四一の二、一一〇四三の一、一一〇四三の二、一一〇四三の五、一一〇四三の六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

長門市俵山字北小原一三〇、一〇〇二七、字鳶ノ巣一三四の一、一〇〇三一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

長門市俵山字北小原一三〇・一〇〇二七・字鳶ノ巣一三四の一・一〇〇三一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

萩市大字椿字河内一六七四の一、一六七六、一六八〇、一六八一、一二六二〇、字浴口一〇六〇五、一〇六〇六、一〇六〇八、一〇六一〇、一〇六一一、一〇六一二の

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

### 山口県告示第八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

令和六年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

阿武郡阿武町大字宇生賀字越ヶ台五二から五四まで、五六、字中伊豆二七六、字上伊豆二七七の一、字二ツ堀一〇九七五の一、一〇九七五の三、一〇九七五の四、字ふたつ堀一〇九七七の一から一〇九七七の三まで、一〇九七八、字伊豆山一〇一三の一、一〇一三の三、一〇一三の四、一〇一五、一〇一七、一〇四五、一〇四六、字代ノ坂一〇五二の三、一〇五二の六から一〇五二の八まで、一〇五二の二から一〇五二の二四まで、一一〇九九、一一〇一、一一〇二

#### 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

#### 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、阿武町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び阿武町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

### 山口県告示第八十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、江崎漁港海岸保全施設整備連携排水機場排水機器製作輸送据付工事の契約に係

る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和六年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 江崎漁港海岸保全施設整備連携排水機場排水機器製作輸送据付工事
  - (一) 工事場所（左岸）萩市大字江崎字中町地内  
（右岸）萩市大字江崎字土井町地先
- (二) 工事の概要

名	称	数	量
ポン	プ	設	備
四	台		

#### 二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和四年山口県告示第三百六十五号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が機械器具設置工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（機械器具設置工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和六年三月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の機械器具設置工事の数値が千以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の機械器具設置工事の数値が六百以上であること。

#### 三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期限

令和六年四月十日 午後四時三十分

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和六年五月七日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県萩農林水産事務所(電話〇八三八―二五一―三三七七)にすること。



(四五) 山口県身体障害者福祉センターに係る指定管理者の指定

身体障害者社会参加支援施設条例(昭和四十八年山口県条例第七号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、山口県身体障害者福祉センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和六年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人山口県障害者スポーツ協会 山口市八幡馬場三十六番地の一
  - 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

令和六年三月十九日印刷  
令和六年三月十九日発行

発行所 山口県庁  
山口県知事

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。  
(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第七条の規定により、山口県身体障害者福祉センターの利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間

(四六) 県営佐山北第一地区農業競争力強化農地整備事業に係る不換地の指定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営佐山北第一地区農業競争力強化農地整備事業の施行に係る地域につき、次の従前の土地を換地を定めぬ土地として指定しました。

令和六年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地の所在地

地目

地積  
(平方メートル)

山口市深溝字見ノ越二四

ため池

四、四一四

(四七) 電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。

令和六年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類	路線名	区	間
県道	妻崎開作小野田線	山陽小野田市中心一丁目五九九〇の一	地先から同市高栄三丁目六三六四の一